

事業者変更

〔 登録事項変更届 + 運転者証交付 〕

〔提出書類〕

- ① 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ② 宣誓書（雇用関係）
- ③ 運転者証交付申請書（第九号様式）
- ④ 写真1枚（申請前6ヵ月以内に撮影、5cm×5cm、顔の大きさ3cm以上、単独、無帽、正面、無背景裏面に氏名及び撮影年月日を記入）

〔提 示〕

第二種運転免許証に係る運転免許証（コピー不可）

〔手 数 料〕

運転者証交付手数料 1,750円

※ 前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要です。

※ 他の単位地域で登録していた方は、もとの原簿から登録を削除していることが必要です。登録は、新規登録となります。

第四号様式

登録事項変更等届出書

登録番号	-	広島県タクシー運転者登録センター 殿	届出年月日
			令和 年 月 日

運転免許証の番号	(新)		法第7条第1項第1号に該当	運転免許の効力停止期間の短縮		
	(旧)					
運転免許証の有効期限	(新)	令和 年 月 日	法第7条第1項第2号に該当	法第7条第1項第5号に該当		
	(旧)	令和 年 月 日				
運転免許証の二種の種類	(新)	1. 大型 2. 中型 3. 普通				
	(旧)	1. 大型 2. 中型 3. 普通				
氏 名	フリガナ		事業者	氏名又は称	事業者コード	
	(新)				(新)	
	(旧)			(旧)		
住所コード	フリガナ			住所	(新)	
住 所	(新)			(旧)		
	(旧)			(旧)		

届出者の氏名

住所

- 注 (1) 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は、(旧)の欄とする。
- (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
- (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
- (4) 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
- (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(雇用関係)

宣 誓 書

(運転者現住所)

(注：上記の運転者現住所は、住民票と現住所が一致しない場合に記入。)

(運転者氏名)

は、

1. タクシー業務適正化特別措置法第七条第一項第二号関係

- ① 日日雇い入れられる者ではない。
- ② 2月以内の期間を定めて使用される者ではない。
- ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）ではない。
- ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者ではない。

2. タクシー業務適正化特別措置法第七条第一項第五号関係

わが社で雇用している者で、タクシー運転者として選任されており、又は選任することを予定している者である。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

第九号様式

運転者証交付申請書

登録番号	—
------	---

広島県タクシー運転者登録センター 殿

運転免許証の番号									
.....

申請年月日			
令和.....

フリガナ	
氏名	

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。